

経営会議の内容

件 名	寡婦（夫）控除のみなし適用の導入について
所 管 部	こども部
日時・場所	平成２７年　５月２１日（木）　　９：００　～　　９：２０　　政策会議室
出 席 者	市長、副市長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、こども総務課長
提 出 理 由	子育て中の未婚のひとり親家庭に寡婦（夫）控除をみなし適用することで、婚姻歴の有無による行政サービス等の差異の解消を図るため
会議経過	【主な意見等】 ・寡婦（夫）控除のみなし適用の申請が１か所で済むよう、申請書の様式を定めるとあるが、事業担当課が複数にまたがる場合、どのような連絡体制をとるのか。 （所管部）申請書に事業一覧表を掲載し、申請者に、該当すると思われる事業にチェックを入れてもらうことで、申請を受けた段階で、その事業の担当課に写しを送付する予定である。 ・事業課ごとの関連規則等の改正について、みなし適用に関する規定を追加しなくても良い場合もあるのか。 （所管部）こども総務課において、寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則を制定するため、基本的には、この規則をもってみなし適用を行うが、減免に関する事業・制度については、規則等の改正が必要か個別に検討する必要がある。 ・事実婚についてはどのように判断するのか。 （所管部）本人への聞き取りや住民票等を確認し、審査する。 ・みなし適用の判定の基準日はいつか。 （所管部）対象者となり得るかは申請日の現況と、各事業の所得を判定する年度の１２月３１日を基準とする。 ・県内の実施状況で、自治体によって事業数にばらつきがあるのはなぜか。 （所管部）保育園の保育料、幼稚園の就園奨励費、市営住宅使用料など、比較的需要が多いものに限定して対象事業としているところがあるため、差がでているものと考えている。 ・国において、未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用するような税法上の改正が行われる動きはないのか。 （所管部）平成２７年度の税制改正大綱において、寡婦（夫）控除については、家族の在り方にも関わることや、他の控除との関係にも留意しつつ、制度の趣旨も踏まえながら所得税の諸控除の議論の中で検討を行うとされていることから、改正には一定の時間がかかるものと考えている。 ・対象世帯が少ないので、みなし適用の漏れが起こらないよう、部署間の連携や対象者への周知などを徹底してほしい。 ・今後、所得制限のある新規事業を始めるときに、みなし適用の要否についての検討も確実に行われるよう、政策部でのチェックをお願いしたい。
会議結果	案のとおり、進めていく。